

独立行政法人等の役員に就いている 退職公務員等の状況等の公表について

「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)、「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成 14 年 4 月 26 日閣議決定)に基づき、次のとおり公表いたします。

独立行政法人教職員支援機構

令和4年10月1日現在

役職	氏名	就任年月日	経歴
理事長	荒瀬 克己	令和 3 年 4 月 1 日	昭和 52 年 4 月 京都市立堀川高等学校常勤講師 昭和 53 年 4 月 京都市立伏見工業高等学校教諭 昭和 60 年 4 月 京都市立堀川高等学校教諭 平成 7 年 4 月 京都市教育委員会指導部学校指導課指導主事 平成 10 年 4 月 京都市立堀川高等学校教頭 平成 15 年 4 月 京都市立堀川高等学校校長 平成 24 年 4 月 京都市教育委員会教育企画監 平成 26 年 4 月 大谷大学文学部教授 (～令和 3 年 3 月 31 日) 平成 31 年 4 月 国立大学法人兵庫教育大学理事(非常勤) (～令和 3 年 3 月 31 日) 令和 2 年 4 月 関西国際大学基盤教育機構特遇教授 (～令和 3 年 3 月 31 日) 令和 3 年 4 月 独立行政法人教職員支援機構理事長
理事	○大路 正浩	令和 3 年 5 月 1 日	昭和 62 年 4 月 文部省採用 昭和 63 年 1 月 文化庁長官官房総務課 平成 2 年 10 月 文部省学術国際局国際企画課 平成 6 年 10 月 長崎県教育庁文化課長 平成 9 年 1 月 総理府人事局参事官補佐 平成 9 年 9 月 文部省学術国際局国際企画課課長補佐 平成 13 年 7 月 文化庁文化財部伝統文化課文化財保護企画室長 平成 15 年 7 月 千葉県教育庁教育次長 平成 18 年 8 月 文部科学省初等中等教育局教職員課 教員養成制度企画官 平成 19 年 7 月 内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官 平成 21 年 4 月 文化庁長官官房国際課長 平成 23 年 4 月 内閣府政策統括官付参事官 平成 24 年 5 月 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 平成 27 年 4 月 文部科学省高等教育局私学部私学行政課長 平成 28 年 6 月 独立行政法人国際交流基金上級審議役 平成 30 年 7 月 文部科学省退職 (役員出向) 平成 30 年 7 月 独立行政法人教職員支援機構理事 令和 元年 5 月 独立行政法人教職員支援機構理事再任

※上記の表中、氏名の前に○を付けている役員は、以下「(参考)」に基づき公表するものです。

(参 考)

「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)Ⅲ-4-(2) (抄)

ニ 各独立行政法人等(独立行政法人等情報公開法の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)Ⅱ-3-(2)-⑥ (抄)

ア 各独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成 14 年 4 月 26 日閣議決定)6 (抄)

(4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。